

▲ 国立研究開発法人情報通信研究機構契約監視委員会設置要綱

(平成27年5月12日 制定)

改正 平成28年 3月29日

改正 平成29年 3月28日

改正 平成31年 3月28日

改正 令和 4年 3月16日

(設置)

第1条 独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（平成21年11月17日閣議決定）を踏まえ、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）が発注する契約を、競争性の確保の観点から点検及び見直しを行うため、機構に契約監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、機構の契約に係る次に掲げる事項について点検及び見直しを行う。

- 一 競争性のない随意契約の妥当性に関すること。
- 二 競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行に関すること。
- 三 一般競争入札等の競争性の確保に関すること。
- 四 前各号のほか、委員会において審議が必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 機構の監事
- 二 公正中立の立場から契約の点検及び見直しを適切に行うことができる外部有識者のうちから、主務大臣の了解を得て、理事長が委嘱する者
- 2 前項第2号の規定による委員の任期は、原則2年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員長は、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席した場合に成立する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、緊急その他の場合で、会議を開くことができないとき、又は委員長が妥当と判断したときは、委員会を招集せず議案の持ち回りにより審議することができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 5 委員会は、委員による率直かつ自由な意見交換を確保するため非公開とし、議事の概

要を公表するものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、任期中に知り得た秘密について、当該任期中はもとより、当該任期終了後においても、守秘義務を負うものとする。

(委員会への応答)

第8条 国立研究開発法人情報通信研究機構組織規程（04規程第3号）第8条に規定する組織（以下「部等」という。）は、委員会がその任務を遂行するため文書の提出又は説明を求めた場合、応答しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、監査室において関係部等の協力を得て処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成27年5月12日から施行する。

(廃止)

第2条 独立行政法人情報通信研究機構契約監視委員会の設置について（平成21年11月27日 監査室）は、廃止する。

(委員の経過措置)

第3条 理事長がこの要綱の施行前に委嘱した委員（機構の監事を除く。）及び当該委員の任期については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月29日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日）

この要綱は、総務大臣による国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第9条に基づく実施計画認可の日（平成31年1月25日）から施行する。

附 則（令和4年3月16日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。